

○山井分科員 山井和則です。よろしく願いをいたします。

コロナ対策、この三十分間、議論をさせていただきたいんですけども、やはり、余りにも国民の苦しみ、地元の商店や中小企業の苦しみを今の政府は分かってくださっていないのではないかという強い危機感を持っております。そういう意味で、とにかくコロナ対策にもっと予算を増やしてほしい、そういう切なる願いで質問をさせていただきます。よろしく願いをいたします。

まず最初に、菅政権は観光立国ということをおっしゃっていて、経済と感染拡大防止の両立ということをおっしゃっております。私はいいことだと思います。

しかし、実際はそのとおりにとはなっておりませんで、例えば、私は京都ですけども、京都も観光が非常に打撃を受けておりますし、例えば、今日お配りしております、西村大臣の手元にもお渡ししておりますが、地元の宇治商工会議所、また宇治市観光協会からも要望をいただいておりますし、ここに配付してありますように、観光地、平等院の近所ですが、宇治橋通り商店街、平等院表参道商店街、宇治源氏タウン銘店街からも要望書をいただいております。それに従って、これはまさに全国で同様の事態でありますので、御質問をさせていただきたいと思います。

今日は尾身会長にもお越しをいただいておりますが、緊急事態宣言が、例えば京都、もう二月末で解除されると見込まれておりますけれども、どっちにしても今までどおり自由に人が行き来して飲食できるという状況には戻らないと思います。

そこで、一つ目の要望は、ここにもありますように、緊急事態宣言やG o T o事業停止により多大な影響を受ける緊急事態措置協力金対象外事業者への支援。

つまり、晩の事業者へは、一時協力金とか、今回も、解除されたら六万円から四万円に一時協力金は減るのかもしれないけれども、支援はある。しかし、昼の飲食店あるいは飲食店以外のところ、このことについては、先日も西村大臣に要望しましたけれども、昼のお店から、中小企業からは、余りにも晩と不公平過ぎるという苦情が出ておりますし、また、晩のお店からも、小規模なお店は足るけれども大規模な晩の飲食店はこれでは全く足りないという苦情が来ております。ついでに、緊急事態宣言解除後も様々な自粛規制が残る以上は、一時支援金、個人上限三十万、法人六十万を大幅に増額しないと日本全国で廃業や倒産が続出するのではないかと思います。

この質問は先日もさせていただきました。先が見えない中で本当に地元の商店街そして中小企業は苦しんでおります。是非とも西村大臣から前向きな答弁をいただきたいと思います。

○西村国務大臣 今回の緊急事態宣言の下で様々な事業者が厳しい状況にあるということ、京都の今お話ありましたけれども、私の地元兵庫県、観光地でいえば私の地元の明石も淡路島も、非常に厳しい状況にある中小企業の方から様々な切実な声を伺っているところであります。

その上で、御指摘のように、要請に従っていただいている飲食店、夜やっておられるところには最大百八十万円まで支援を行っているところでありますけれども、お尋ねの一時支援金であります。これは、地域そして業種を問わず、今回の緊急事態宣言の下で影響が大きいところに対して支援を行っていくということで、五〇%以上減少する中堅・中小企業、地域、業種を問わず対象となるということですが、最大六十万円、個人事業主の場合は三十万円ということにしております。

この算定に当たっては、経産省において三か月分の固定費などを勘案して設定をされているものというふうに承知をしております。詳細、必要があれば経産省に答弁していただければと思いますけれども。

さらに、それに加えて、雇用調整助成金、これは大企業も含めて使える、一〇〇%国が支援するようにいたしましたし、地方創生臨時交付金一兆円を配分をいたしました。

これによって、それぞれの都道府県そして市町村において、更に支援金の上乗せを考えているところもあるようでありまして、これは、五〇%以上の影響を受けたところでありまして、例えば三〇%以上五〇%までのところは出ませんので、こういった事業者に対して支援を行う都道府県、市町村もあるようでありまして、様々、それぞれの地域の事情に応じて、この一兆円の地方創生臨時交付金、一般の枠、これも活用していただいて、事業者への支

援、引き続き行っていただければと思いますし、状況、これをしっかりと注視しながら、予備費は二・七兆円もありますので、必要な対策を機動的に講じていきたいというふうに考えているところであります。

○山井分科員 先日この要望をして、そのときの答弁と、残念ながら全く一步も進んでいないんです。しかし、あのとき以上に出口は見えなくなっているんです。まだまだ感染は、残念ながら長引きそうです。そういう中で、この一時給付金三十万、六十万を増やさないとするのは、余りにも現実が分かっておられないと思います。西村大臣は経済再生担当大臣なんですから、コロナから事業者を守るという責任感をもっと持っていたらいいと思います。このままいくと廃業、倒産が続出します。なぜそこがお分かりにならないのか、極めて残念です。

そのことについて、この要望書の二点目、困窮する事業者の事業継続や雇用維持を図るため、事業規模に応じた持続化給付金及び家賃支援金の再支給をお願いしたいと。

私たちは、今回の政策の中で、八兆円規模の二回目の持続化給付金と家賃支援金の実施というものを今政府に要望をいたします。

やはり、去年の持続化給付金で救われた事業所は多いんです。この要望書にありますように、一時支援金はしょぼ過ぎる、残念ながら全く不十分。にもかかわらず、この二回目の持続化給付金、例えば私の地元は宇治茶の産地で、これは農業とか茶業とかそういうもの、京野菜にも使えるわけなんですけれども、そういうところを支えていかないと、本当に日本の経済、がたがた、ぼろぼろになります。

西村大臣、先ほどの一時支援金の増額も是非やっていただきたいと私は期待しておりますし、同時に、やはり全国の事業所の願いは二回目の持続化給付金と家賃支援金なんです。私のところにも、SOSだ、自分の会社、自分のお店がSOSだ、緊急事態だという悲鳴のような叫び、メール、要望、たくさん来ております。是非、この二回目の持続化給付金、家賃支援金、私たちは、繰り返し言いますが、組替え動議で八兆円の予算をつけて、何としてもこのコロナから事業者を守りたい、そういう思いで要望しております。西村大臣、いかがでしょうか。

○西村国務大臣 厳しい状況にある事業者の皆さんの声、私も、地元も含め、切実な声を聞いているところであります。そうした切実な方への支援策として、先ほど申し上げた協力金と併せて六十万円、三十万円の一時支援金、支給をすることとしておりまして、もう三月初旬には受付開始ということで、経産省で準備を急いでいるところであります。

現時点で、昨年四月から五月のように、幅広い業種、全都道府県を対象として経済を意図的に止めることによって感染を抑えたということではなく、今回、焦点を絞って、飲食に起点をした感染拡大というところで、そこに関連するところ、もちろん不要不急の外出自粛もお願いしておりますので、それで影響を受ける土産物屋さんとか様々な昼間の飲食店も含めて、この支援金の対象としているところであります。

いずれにしても、こうした支援策を着実に実行していくこと、そして、繰り返しになりますけれども、まさに年度末に向けて資金繰りを万全にしていかなきゃなりませんので、無利子無担保の融資の枠も拡充をしたところでありますし、さらに、この返済猶予なども含めて、しっかりとした万全の金融支援を行っていきたいというふうに考えているところであります。

二・七兆円の予備費もございまして、機動的に必要な対策、状況を見ながら講じていきたいというふうに考えております。

○山井分科員 予備費を使って今すぐこういう事業者の支援をすべきだと思います。

今おっしゃいましたけれども、これから三月末の年度末、倒産、廃業、雇い止め、解雇、今どんどん増えつつあります。コロナは災害ですけれども、必要なときに経済支援をせずにお店や会社が潰れる、これは人災です。今の政府による人災と言わざるを得ません。

一か月近く私たち、予算委員会をやっていますが、最初から今になるまで全く前向きな答弁がないのは、私は残念でなりません。与野党が対決する内容では全くない。私の地元の自民党支持者の方々も、全く同じ要望をされておられます。政党も関係ありません。

是非とも、経済再生担当大臣として、西村大臣、与野党を超えた声を聞いていただいて、一時支援金の大幅増額、そしてこの持続化給付金、家賃支援金、二回目、是非とも決断をしていただきたいと思います。

それと、残念ながら、自殺者が今増えております。特に女性は八百八十五人増えました。多くの方が非正規で、

仕事がなくなった方も中にはおられるのではないかとされておりまして。そういう中で、一時給付金の質問を西村大臣にしたいと思っております。質問通告一に入っております。

私たちは、来週月曜日、コロナで大幅減収の世帯や、あるいは住民税非課税の世帯、二千七百万人に対して一人十万円を給付する、こういうコロナで生活困窮されている方への特別給付金法案を、来週月曜日、提出する予定であります。二・七兆円かかります。でも、西村大臣、このままでは雇い止めや解雇が増えて、残念ながら自殺者の増加も歯止めがかかりません。何とか、事業者への支援とともに、こういう生活困窮されている個人への十万円の支給、何とか決断をしていただけませんか。よろしく願いいたします。

○西村国務大臣 御指摘のように、昨年、女性の自殺者数が増えたこと、本当に重く受け止めなければならないというふうに思っております。三月は自殺対策強化月間でもありますので、この機会にいま一度、SNSなども始めとして、相談の体制、こういったものも強化していかなきゃいけないというふうに考えているところでありますし、政府一体となって取組も強化しようとしているわけであります。

その上で、確かに、厳しい状況におられる方、おられますので、そういった方々への支援、必要だというふうに考えております。

そうした中で、これまでも緊急小口資金などで対応してきたところでもありますけれども、今般、総合支援資金を最大三か月分、六十万円分、再貸付けを行うこととしたわけでもありますし、二人以上の場合には上限が百四十万から二百万円に、単身世帯では百十万から百五十五万円に拡充したところでもあります。そして、この緊急小口資金については、令和三年度、四年度に住民税非課税であれば償還を一括免除するということとしたところでもあります。そして、住居確保給付金、もう御案内だと思いますが、これも、一度もらえた方も、また三か月分再支給を可能としておりますので、こうした政策によって、厳しい方々への支援をしっかりと行っていきたいというふうに考えております。

いずれにしても、状況をしっかり見て、必要な対策を講じていければというふうに考えております。

○山井分科員 生活に困窮されている方々は、お金を貸してくれと言っているんじゃないんです。先日も総理に面会を、一人親家庭の方々も面会されましたし、生活困窮されている休業手当が出ない方々も面会されましたけれども、給付してほしいということを願っておられるんです。

国会でも、給付金の質問をすると、お金を貸しますという答弁が返ってくる。やはり、生活困窮されている方は何十万も二百万もそんな気軽に借金できないし、市町村の社協も、返すめどがなかったらそんな簡単に貸してくれません。こういうことだと、どんどん自殺者が増えます。この給付金も、是非とも決断をしていただきたい。

そこで、尾身会長にお伺いしたいと思います。お忙しいところ、本当にありがとうございます。

報道によりますと、今日、本当だったら、東京や首都圏の三月七日の解除の方向も打ち出すんじゃないかというふうな報道もありました。しかし、東京を始め首都圏の三月七日の緊急事態宣言の解除は、今日は方向性は出さないというふうになったと承知しておりますが、尾身会長、東京と首都圏の話ですが、三月七日、現時点で解除できると思われませんか。

○尾身参考人 お答えいたします。

三月七日、いわゆる、東京始め、委員の御質問は多分首都圏のことだと思いますけれども、解除できるかというのは、これは、私は、今日、諮問委員会がこれからありますけれども、当然いろいろな議論が、東京以外の都道府県についても議論があると思いますけれども、そこで今日、東京が三月七日でできるかどうかということ判断することは多分ないと思います。

なぜならば、まだ一週間ぐらいありますよね。こういう大事なことは、なるべく直近のいろいろな指標、これは、感染状況だけでなく、それから医療の逼迫というようなことも総合的に考えて、なるべく近くなってきたときに、私は、もう一度諮問委員会等々を開いて、最終的な、そこで、東京が解除されるのか、あるいはそうでないのかというのはそういうところでしっかりと議論すべきだと思っておりますし、するだろうとも思っております。

○山井分科員 尾身会長のおっしゃることも分かるんですけれども、前日になって、あしたから解除するよと言われても、それは直前では困るんですよ。お店とか仕事とかいろいろな都合があるわけですから。

ついては、一週間前になっても、まあ、十日前ですけれども、十日前になってもまだ決められない。現時点においては、尾身会長、三月七日、東京あるいは首都圏、解除できそうだと思いますか、難しいと思いますか。現時点ではいかがでしょうか。

○尾身参考人 先生おっしゃるように、当然、急に決めるということではなくて、どういう考えでどういうことがあれば解除できるかということは、当然前もって決める必要がありますよね。

そういう中で、これからまだ数日ありますので、どういうふうに状況が変化するかは分かりませんが、私の今の現状、これは、感染症というのは日々変化しますということですが、今の現状は、東京都あるいは首都圏は、ほかの地域に比べて感染の減少のスピードが鈍化していることはほぼ間違いない。と同時に、感染の、そういう意味では下げ止まりという可能性も出てきているということで、そういう状況の中でしっかりと、今まで大きな考え方を示してきましたよね、そういうことに当たるかどうかしっかりと判断するべきだというふうに私は思っております。

○山井分科員 ということは、尾身会長の今の認識は、減少のスピードが鈍化している、下げ止まりぎみだということで、今と同じような状況、水準、下がり方が来週も続けば解除するのは難しいということですか。あるいは、来週一週間、今と同じ水準あるいは微減ぐらいが続いたら解除できるとお考えですか。

○尾身参考人 東京都の動きが今これからどうなるかは、当然、先生も御承知のように、感染というのは、今日の人々の行動は少し後になって出てきますから、三月七日時点でどうなっているかは分かりません。ある意味ではこれからの人々の行動にもよりますので。

そういう意味では、現状では、私は、今東京は感染の減少のスピードが鈍化しています。それからまた三月の七日時点になってどうなっているかというのは、またこの感染の状況、数だけではなくて、その他いろいろな指標が実はございます。今よく新聞なんかで言われているのは感染の状況のほんの一部を見ているだけで、実はそれ以外の指標もいろいろありますので、そういうものをしっかりと分析すると同時に、現場の医療、現場の人、数に表れない現場の声というのがありますよね、そういうことを総合的に判断して決めるのが筋で、今、今日どうかと決めるのは、私はそれは本来やるべきことではなくて、しっかりと、なるべく最後まで。

ただ、今どういう考えでやるかという基本的な考えは当然持っているわけで、その考えに実際の数値あるいは現状が当てはまるかどうかというのは、当然なるべく近くまでいってやるのが筋だと私は思っております。

○山井分科員 今の答弁をお聞きしておりますと、三月七日の、東京、首都圏の緊急事態宣言、解除される可能性もされない可能性も両方あるということでしょうか。

○尾身参考人 私は、そういうことで両方の可能性もあるので、しっかりと判断していくことが大事だと思います。

○山井分科員 確かに、私も、経済のことを考えると早く解除してほしいと思ったり、尾身会長も昨日記者会見されましたように、リバウンドすると取り返しのつかないことになるという気もします。

そこで、先ほどの質疑に関連して尾身会長にお聞きしたいんですけれども、解除したとしても、宴会をやっていいですよ、騒いでいいですよ、満員のところへ行っているですよというわけには当然ならないと思うんですね。となると、一定の経済の打撃は続くと思うんです。今も西村大臣に質問をさせていただきましたけれども、そういう考え方からすると、解除されたとしても、やはり一定のお店や中小企業への経済支援をしっかりと続けないと自粛は進まないと思うんですけれども、尾身会長、いかがでしょうか。

○尾身参考人 お答えします。

先ほど西村大臣とのディスカッションにもあったようなんですけれども、私は一市民として、このコロナによっていろいろ経済的に困窮された、大変困った方が事業あるいは個人でおられる、そういう方に対してなるべく手厚い経済的な支援をやっていただきたいという気持ちはございます。と同時に、経済的な支援と同時に、リバウンドする可能性があるのを、ならないような、経済的な支援とは別のいろいろな対策というのは、昨日、実は分科会の提言をさせていただきました。そのうち両方が大事だと私は思っております。

○山井分科員 確かに、おっしゃるように両立をさせていかないと駄目で、結局、感染拡大防止策をやる余り、本当に、会社が潰れ、解雇が増え、自殺者が増えたら、これもまた当然大問題なわけですから、しっかりとした経済

支援の裏打ちが必要だと思っております。

そのことに関連して、西村大臣に、次、休業支援金のことをお聞きしたいと思えます。

二月上旬の西村大臣の答弁の中で、休業支援金の企業の非正規労働者に対する対象拡大、質問が参議院であったときに、総理も面会されて要望を聞かれたので、早急にしっかりと対応させていただきますという答弁をされたんです。私もそれを聞いて、ああよかったな、大企業非正規の方も救われるのかなど。私だけじゃなくて、全国数十万人。例えば私は京都だけでも大企業非正規のホテルの方々数百人の相談に乗っていますので、皆さん本当にこれで、救われたとって、涙を流された方もおられるんです。

ところが、今日の発表によると、ここに資料がありますけれども、去年の四月から六月までの三か月と、七月から十二月まで半年間は何もなし、また一月からと。

これは、単純に言いますと、中小企業の方の休業支援金に比べて三割ぐらいなんです、もらえたとしても。単純に言えば、中小企業と同じ働き方をされていた方、飲食店、ホテルであっても、五十万もらえと思った方が十萬か十五萬しかもらえない。百万円ぐらい休業補償がやってくると思ったら、二十萬か三十萬しかない。

昨日の晩も、私、要望を受けましたけれども、生活していけない、子供を学校に進学させられない、住宅ローンが払えない、もう生きていけないと。

中小企業と同じだけの補償があると思ったら、大企業の非正規の人だけ二、三割。おまけに、これは去年四月から六月ですから、そんな前のことは今から払いませんよという大企業、私、残念ながら続出すると思えます。この半年間、七月から十二月までインターバルを空けたことによって、二、三割どころか、ゼロ。もらえずに泣き寝入りする。

もう一言だけ言わせてください。

シフトのアルバイトの方々には立場が弱いんですよ。相談しただけで、何言ってるの、そんなこと言うんだったらシフト入れないよ、雇止めするよと。もう怖くて申請、申請以前です、相談すらできないんです。泣き寝入りなんです。そういう方を救ってくれと言ったのに、たった三割、あるいは申請すら事業者が嫌な顔したらできないというのは、余りにも不十分だと思うんです。

これは本当に、自殺者は増えます。もっと増えます、残念ながら。そうならないためにも、やはり、中小企業と同じように、去年四月から今日まで。ぜいたくなことを言っているんじゃないですよ。中小企業の非正規労働者と同じ扱いをしてくれと言っているだけなんです。おまけに、それも、支払いが一年間遅れているんですよ。

何とか、この二、三割しかもらえない案ではなくて、当事者の方々が菅総理に面会して要望したとおり、去年四月に遡って中小企業と同じように全期間八割補償してもらえるように、西村大臣、してもらえませんか。○西村国務大臣 御指摘のように、休業支援金につきましては、本来、大企業においては、雇用調整助成金、休業手当を出して、雇調金でしっかりと国が支援をしていくという枠組みですので、大企業においては休業手当を出すのが私は社会的な責務の一つだというふうに考えておりますが、そうならない場合に、まさにシフトなどで働くの方々への所得確保のために、休業支援金、非常に重要な制度だと思っております。

その上で、この対象となる期間あるいはこの賃金の何割支給するかなど、こういった制度設計においては、厚生労働省において熟慮した上で判断されたものというふうに承知をしております。

特にこの期間につきましては、まさに昨年春の緊急事態宣言以降、既に雇用調整助成金の特例措置を活用して自己負担分も負担した上で休業手当を支払っている大企業もある中で、休業支援金の対象となる期間を過去に遡って拡大することは、こうした企業との間の不公平が新たに生じることもあり得ますので、そうした緊急事態宣言の下での影響も踏まえて対象期間を限定することとしたというふうに承知をしております。

今後とも、厚生労働省において、今般拡充した休業支援金が活用されるよう、これは私も周知していきたいと思えますし、そういったことに政府を挙げて努めると同時に、引き続き、この雇用調整助成金の特例措置の活用を、今はもう一〇〇%国が支援をするということにしておりますので、丁寧に働きかけていければというふうに考えております。

○山井分科員 全く納得できません。不公平と言うんだったら、なぜ、同じような飲食やホテル、観光の仕事をしていて、中小企業の非正規労働の方に対して二割か三割しか休業支援金がもらえないのか。これこそ最大の不公

平じゃないですか。

志村さんにお聞きしたいと思います。

私、もう何百人の方の相談に乗らせていただいておりますが、多くの相談は、事業主に相談したら、手間がかかるから申請すると言われて、それでも申請するんだったら辞めてもらいますよ、そんな相談ばかりですよ。申請できないんですよ。勝手に申請したらどうなるか。何で勝手に申請したんだ、あなたはシフトから外す、雇い止め。本当にこれは使いづらい。泣いているんですよ。今回、三割であっても、大企業の非正規、私、残念ながら、相談して、申請すると言われて、多くの人は申請できないと思いますよ。残念ながら、家庭崩壊、自ら命を絶つ人は増えますよ。

ついては、切なるお願い。質問通告していますが、是非とも厚労省から文書を出していただきたいんです。申請に事業主は協力してください、申請やその相談を理由に雇い止めやシフト外しをしたら違法になります、昨年四月から六月までの大企業分は認めるが今年一月以降は認めないというような対応は駄目です、昨年四月から六月分と今年一月以降の申請はセットで対象になるという書面を厚労省に出していただきたいんです。

その書面を手を持って、厚労省もこうおっしゃっていますからと言って事業主と話をしないと、手ぶらで話をしたら切られるんです。シフトを外されるんです。泣き寝入りなんです。数十万もらえるかもしれないけれども、そう言われたらもう立場の弱い非正規労働者は手も足も出ないんです。

みんな泣いておられます。山井さん、助けてください、休業支援金は申請したいけれども、申請したら私はもうシフトを切られる、山井さん、どうしたらいいんですか。この声、志村さんに伝えるしかしようがないでしょう。守ってください、非正規労働の方を。

是非とも、この書面、非正規労働の方が申請や相談をしても首にならないようなお守りとなる書面を出してただけませんか。そうしないと、今日発表された、大企業も申請できます、これは絵に描いた餅になります。是非ともお願いします。

○藤原主査 厚生労働省志村大臣官房審議官、申合せの時間が来ておりますので、簡潔にお願いします。

○志村政府参考人 はい。

休業支援金・給付金の申請に当たっては、事業主がその期間、休業させたかという事実の確認でございます。

先生おっしゃっているようないろいろな事案も含めて、都道府県労働局においてしっかり丁寧な対応をするということを心がけていきたいというふうに考えております。

○山井分科員 ちょっと、答えていないじゃないですか。書面は出してくれるんですか、出してくれないんですか。労働者の人生、命が懸かっているんですから。

○志村政府参考人 休業支援金の支給に当たっては、その休業の事実の証明等について、労働者から出されたことについて事業主にも事実確認しながら丁寧に進めてまいります。ですから、端的に、今先生が質問したことに關しては、そのような手続では進めることはできないということでございます。

○山井分科員 是非、引き続き議論をいたしますが、労働者の方を守るように何らかの書面は出していただきたいと思います。

ありがとうございました。